第４回　横須賀市障害福祉計画等検討部会議事録

日　　時　令和８年（2026 年）９月 24 日(木)14 時 00 分から 16 時 00 分
会　　場　横須賀市役所消防庁舎３階　消防第２会議室
出席委員　岸川部会長、勝木委員、五本木委員、清水委員、下江委員、髙谷委員、山邉委員、山本委員
　　オブザーバー代理 村井氏
事 務 局　障害福祉課　八橋課長、小野主査、金子主任
議　　題　よこすか障害者計画（第８期横須賀市障害福祉計画及び第４期横須賀市障害児福祉計画を含む）の策定について　ほか
配布資料　別紙次第

審議概要

１　定足数報告・一般傍聴報告
① 事務局が司会を務め、開会した
② 配布資料について確認した
③ 委員 14 名中８名が出席し、会議が成立していることを報告した
④ 傍聴者２名であった

２　議事

（１） 計画の素案について

①　事務局から、資料１、資料２、資料３、資料４、資料５に基づき、説明を行った
　（資料４の成果目標及び活動指標等は、一覧として参考資料１にも記載している）
②　各委員から質疑・意見があった
③　本日までに内容を十分に確認できず、意見を述べられなかった部分については、令和８年９月 30 日（水）までに事務局宛てに連絡することとした

●髙谷委員
資料４の 110 ページ以降の見込量について、幾何平均により算出しているとのことだが、具体的にはどのような算出方法か。
●事務局
国の基本指針において、幾何平均を用いて算出することが推奨されているため、本市においても幾何平均を採用している。
幾何平均は、各年度の対前年度比を掛け合わせ、その積について、増減回数と同じ回数の累乗根を求めることで、１年あたりの平均増減率を算出する方法。今回は、４年間の実績に基づく３つの対前年度比を掛け合わせ、その数値の３乗根を求めている。該当箇所は、参考資料１の「年平均増減率（幾何平均)」の列に記載している。各年度の実績又は増減率を足し合わせ、対象年度数で割る算術平均と比べ、幾何平均は複利的な伸びや変動を反映した推計ができるとされている。
●髙谷委員
資料４の 110 ページに、今回の計画から実人数に変更した旨の記載があるが、変更した理由は何か。

●事務局
令和５年度から国の障害福祉データベースの運用が開始され、実人数に関するデータを容易に把握できるようになったため、変更している。実人数を用いることで、利用者１人あたりの利用量を把握・可視化しやすくなると考えている。

●山本委員
資料４の 119 ページにおいて、就労選択支援の見込量を設定しているが、どのように算出したのか。
●事務局
令和７年 10 月から、就労継続支援 B 型の新規利用者は、原則として就労選択支援の利用対象者となっている。また、令和９年度以降は、就労継続支援 A 型の新規利用者及び就労移行支援を標準利用期間を超えて利用する人についても、原則として就労選択支援の利用対象となる。このため、就労継続支援A型及びB型の利用者数の増加分を新規利用者と捉え、その数を基に就労選択支援の見込量を算出した。

●髙谷委員
資料４の 113 ページにおいて、重度障害者等包括支援は県内に指定事業所がないことから見込量を 0 としているが、どのようなサービスか。今後、指定事業所が設置される見込みはあるのか。
●事務局
重度障害者等包括支援は、重度訪問介護の対象者と同様に、重度の障害のある人を対象とするサービスで、訪問系サービス、日中活動系サービス及び共同生活援助を、本人の状態に応じて柔軟に組み合わせて提供することができ、体調の変化等に応じたサービス調整が可能である。全国でも指定事業所数は 10 箇所程度にとどまっている。重度障害者の支援体制を整備する手段の一つとなるサービスではあるが、現時点で指定事業所が設置される見込みはないため、見込量は 0 と設定した。

●山邉委員
資料４の 70 ページにおいて、「看護師による医療的ケアの実施率（小・中学校）」を活動指標としているが、前回会議資料では、医療的ケアの必要な児童等の数及び実施学校数であったと記憶している。義務教育であることを踏まえると、実施率を示すよりも、医療的ケアの必要な児童等の数及び実施学校数を示した方が、支援ニーズの規模を把握しやすいと考えるが、いかがか。
●事務局
前回会議資料は、事務局案として作成したものである。今回、関係課へ照会をする中で、進行管理の指標としては実施率が適しているとの意見があり、修正した。本指標は支援教育課の所管であるため、児童等の数及び実施学校数の併記も含め、改めて確認する。

●山邉委員
資料４の 70 ページにおいて、「市民向け啓発講演会受講者数」を活動指標としているが、具体的には何があたるのか。
●事務局
障害福祉課が実施している「障害の理解を深める講演会（地域啓発講演会）」の受講者数を想定している。

●勝木委員

横須賀市においても少子化が進んでいると考えるが、資料４の 133 ページにおいて、児童発達支援の見込量が増加しているのはなぜか。また、見込量の増加に伴い、受け皿となる事業所や支援者の確保・充実も必要になると考えるが、市としてそのための取り組みはあるのか。

●事務局

少子化が進行する一方で、支援を必要とする児童等は増加傾向にあり、前期計画期間を含め、児童発達支援の利用者数は増加を続けている。このため、今回策定する計画においても、利用者数の増加を見込んでいる。

事業所や支援者の確保については、開設を促進するための補助等は実施しておらず、民間事業者による事業運営や参入の判断に委ねている。一方、支援の質の向上を図る観点から、従事者の研修受講に係る補助を実施している。

●五本木委員

特別支援学級に在籍する児童等の数も増加傾向にあることから、障害児通所支援の見込量についても、増加を見込むことは現状に即していると考える。

障害児等については、個別サポート加算対象児童等を重点的な支援対象として位置づけているように読むことができる。しかし、個別サポート加算の対象となるかどうかは、サービス更新時における保護者からの申出等により判断されている。保護者の認識と支援者によるアセスメントが異なる場合もあり、支援者としては対象に該当しないと考える児童等が対象となる、またはその逆となるケースもあると感じている。

●事務局

ご指摘のとおり、個別サポート加算の対象児童等は、サービス更新時に、国が示す就学時サポート調査等の様式を用いて保護者に聞き取りを行う等して判断している。調査には、課題となる行動やてんかん発作の頻度等に関する設問が含まれており、判断に難しさがあることは承知している。支援者によるアセスメントと判断結果が大きく異なる場合には、個別に対応する等の事務運用を行っている。

●五本木委員

個別サポート加算に限らず、サポートブックの作成においても同様の課題がある。実際には、声かけ等の支援を受けていても、その働きかけを支援として捉え、保護者が整理・言語化することには限界があると思う。支援者とともにアセスメントを更新していくことができると良い。

●清水委員

参考資料１の No.134 及び 135 に同行援護の現行計画の見込量と実績の記載があるが、利用者数の実績については、実人数ということか。また、現行計画における見込量を大幅に上回る時間数が実績となっていることについて、どのように捉えればよいか。

●事務局

ご指摘のとおり、現行計画における利用者数見込量は延べ人数、利用者数の実績は実人数で記載している。延べ人数で見込んだ利用者数を、実人数で計上している実績の方が上回っていることから、利用者数は増加していると読むことができる。

また、利用時間数が見込量を大幅に上回る要因としては、利用者数の増加に加え、１人あたりの利

用時間数も増加していることが考えられる。

●下江委員

横須賀市の人口は減っている一方で、精神障害のある人の数は増加傾向にあり、高齢の長期入院者数も多い状況にある。こうした状況を踏まえると、地域生活への移行や継続を支えるため、訪問系サービスの充実は必要不可欠であると考える。

●勝木委員

身体障害に対応する就労継続支援A型事業所が不足していると認識している。また、数年前には、市内にあった就労継続支援A型が閉所したと記憶している。安定して支援を受けられる福祉的就労の場が必要であり、障害のある人にとって就労に関する選択肢が広がることを期待する。

●事務局

就労継続支援A型については、全国的には利用者数が減少傾向にあるサービスである。障害のある人のニーズは大きい一方で、最低賃金の保障等の事業経営上の難しさがあり、サービス提供量が伸びないことが利用者数の減少要因の一つとなっていると考えられる。

本市においては利用者数が増加しており、今後も増加を見込んでいる。市内では新たな指定事業所の増加は見込みにくいと考えられるため、今後増加が見込まれる利用者については、市外の事業所へ通所する人が増えるものと想定している。

●勝木委員

就労継続支援事業所における農福連携が促進されれば、障害のある人の賃金向上と、農家の人手不足解消の双方につながるのではないか。

●事務局

現在、市内の農福連携は一般就労での事例が中心となっている。就労継続支援事業所においては、一般就労よりも安価な作業の受注が想定される。

就労継続支援事業所と農家の受注作業のマッチングについては、体験機会の提供等を通じて可能性を模索しているが、求められる作業品質の確保に関する課題があるのが現状である。

特に就労継続支援A型については、サービス創設時から障害者雇用を取り巻く環境が変化している。これまで就労継続支援A型が担ってきたニーズの一部については、短時間就労をはじめとする多様な働き方が可能な一般就労により、実現できるようになりつつあるのではないかと考える。

●岸川部会長

イギリスでは少しでも作業を行う場合には最低賃金を支払わなければならないため、障害のある人は余暇的な活動を行って日中を過ごしていた。一方で、作業を受託して工賃を得ながら、作業を通じて社会貢献や社会参加ができる点は、日本の良さでもあると思う。工賃の向上や賃金の保障が維持されるとよい。

●五本木委員

資料４の 70 ページにおいて、「障害児の保護者等を対象にしたペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムに係る支援者養成の取り組み」を活動指標としているが、具体的にはどのような取り組みを指しているのか。

●事務局

支援者養成の前段階にあたる取り組みだが、こども家庭支援課が要保護児童対策事業の一環として実施するペアレントトレーニングへの接続を円滑にするため、支援者を対象としたペアレントトレーニング体験講座を実施し、周知を図っていると承知している。このような機会を想定している。

●五本木委員

「延べ受講者数（保護者等）」について、療育相談センターが実施しているペアレントトレーニングの受講者のみを計上しているものと思われる。こども家庭支援課が実施するペアレントトレーニングの受講者数も含めて、指標を設定していただきたい。

●事務局

こども家庭支援課が実施するペアレントトレーニングの実績を踏まえ、指標の設定について庁内で調整する。

●髙谷委員

資料４の 57 ページにおいて、「面的整備としての地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置数」を活動指標として設定しているが、見込んでいる指定特定相談支援事業所や短期入所事業所との合意は図られているのか。

●事務局

地域生活支援拠点等整備のビジョンについては、市から十分に示せていない状況である。今後、目指す姿も含めて協議を進める中で、事業所との合意形成を図っていきたいと考えている。また、次年度以降、委託により配置を目指す地域生活支援拠点等コーディネーターの協力を得ながら、登録事業所の拡大を図っていきたい。

●髙谷委員

資料４の 57 ページにおいて、「中核的人材養成研修　修了者」を活動指標として設定していると思うが、強度行動障害の状態にある人に対しては、日常的に特性に応じた「標準的支援」を提供するとともに、状態が悪化した際には、集中的なアセスメントや環境調整等を行う「集中的支援」を提供することが重要と言われている。中核的人材が、こうした集中的支援を担うという考え方か。

●事務局

中核的人材は、事業所内における標準的支援の実践・促進を行う役割であり、集中的支援として助言を行う立場ではないと考えている。集中的支援については、県が登録する広域的支援人材が担うものと認識している。

中核的人材養成研修は、今年度から神奈川県で実施が始まったばかりであり、現時点では事業所からの申出に基づき養成を行っている。今年度、本市からの受講者はいないと聞いている。研修内容は実践的であり、受講者本人だけでなく、事業所全体の協力が必要となるものと聞いている。

今後は、中核的人材等の専門人材のネットワークが必要であると考えている。また、こうしたネッ

トワークの運営を通じて、地域における中核的人材を含む専門人材を計画的に養成していく必要があると考えている。

●下江委員
　地域生活支援拠点等コーディネーターは、具体的にどのような業務を行うのか。
●事務局
　障害とくらしの支援協議会のワーキンググループの提言を踏まえ、現在、業務内容を検討している。提言を踏まえ、行政や基幹相談支援センターと連携し、緊急時に備えた事前登録等の仕組みづくりを進めるとともに、緊急時には相談支援専門員等による支援調整を補完・支援する役割を担ってもらいたいと考えている。

●勝木委員
　日産自動車追浜工場の跡地について、防衛関連企業による活用等の話を聞くが、福祉分野で活用してほしい。
●事務局
　当該土地は市有地ではないため、土地所有者である企業の活用方針が基本となるのが現状である。
●岸川部会長
　日産自動車追浜工場の閉鎖については、障害のある人の雇用や受注作業の減少等に影響が生じるのではないか懸念する。

●髙谷委員
　成年後見制度については資料４の 141 ページに記載のとおり、今後、制度の見直しが進められていくものと考えている。一方で、家族が知らないうちに成年後見制度の利用に至った事例が、新聞報道等で問題として取り上げられていると聞くが、いかがか。
●事務局
　成年後見制度に係る後見人等との意思疎通に関する相談等については、成年後見センター（地域福祉課）に寄せられているものと認識している。一方、家族が知らないうちに申立てが行われていたという事例や、それに起因する問題については、承知していない。
　本人申立てについては行政が関与できるものではないが、市長申立てについては、親族の意向を確認した上で、申立てを行うか否かを判断する事務となっていると認識している。

●清水委員
　資料４の 57 ページにおいて、「常勤看護職員等配置加算の届出事業所数」を活動指標として設定しているが、令和 11 年度までに１事業所設置できる見込みがあるのか。
●事務局
　現時点で、具体的な指定に関する相談を受けている状況にはない。今後、資料４の 124 ページに記載しているとおり、日中支援型グループホームの整備の方向性に関する検討によって影響を受ける指標であると認識している。

●下江委員

資料４の 136 ページに記載の「地域活動支援センター機能強化事業」とは、どのようなものか。

●事務局

障害のある人に日中活動の場や居場所を提供する地域活動支援センター（基礎的事業）の支援機能を、さらに充実させるための事業である。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型があり、人員の加配、相談支援事業の実施や生活訓練等の支援を行っている場合に、補助金を交付している。

●髙谷委員

総量規制については、どのような手順で行われるのか。

●事務局

総量規制については、現時点で実施を決定しているものではなく、必要に応じて実施できるよう、計画の記載を整えているものである。今後、計画の進行管理を行う中で、社会福祉審議会等からご意見いただきながら、実施の要否を判断することになる。

本市は中核市であるため、障害福祉課と指定に係る窓口である指導監査課が協議を行い、進めていくこととなる。

●髙谷委員

総量規制は、新規指定の制限ということか。

●事務局

お見込のとおり、個人に対する支給決定を制限するものではなく、新規の指定及び定員数の増加を制限することとなる。既に総量規制を実施している自治体を参考にしながら、検討していきたい。

●下江委員

資料５において、計画の推進体制等として PDCA サイクルに係る記載があるが、現行計画の評価を十分に踏まえた上で次期計画案を作成されているのか、疑問がある。評価をわかりやすく示している他自治体の取り組みを参考にされたい。

●事務局

計画の進行状況や課題を的確に把握できるよう、市独自の活動指標等を詳細に設定している。単に数値の達成状況を確認するだけでなく、その背景を分析し、取り組みの改善につなげることを意図している。現行計画の分析については、計画案に反映している。

●岸川部会長

数値が多ければよい、少なければ悪いというものではなく、数値を踏まえた分析が重要であると考える。

●五本木委員

資料４の 150 ページに「移動支援事業」の記載があるが、障害児・者ともに利用者数は減少傾向にある。人材不足や通所事業所による送迎の促進など、様々な背景があることは理解しているが、本当に支援を必要としている人にサービスが届いているのか、保護者として非常に不安に感じる。

●下江委員

障害児については、令和６年度と令和７年度を比較すると、利用者数が約半数となっているが、運用の変化等があるのか。

●事務局

近年、運用の変更はない。障害児については、新規利用が非常に難しい状況であると認識している。障害児から障害者へ移行する人の数が、障害児の新規利用者を上回っていることが考えられる。また、実績値であるため、利用を希望しても事業所が見つからず、十分に利用できていないケースもあると考えられる。

●岸川部会長

障害福祉計画等に示す数値はあくまで見込量であり、実績や見込量の減少が必ずしもニーズの減少を示すものではない。障害とくらしの支援協議会において、利用状況や利用できていない要因を確認しながら、支援を必要とする人に必要な支援を届けるための課題や対応策を協議するとともに、市においても、その協議内容を踏まえ、事業の改善等を検討していくことが重要であると考える。

３　閉会

以上